

前回答申からの主な変更点

1. はじめに

CISPR16-2の前回国内答申は、平成12年(2000年)9月25日に行われ、CISPR16-2(1996年版)およびCISPR16-2修正1(1999年版)に準拠している。

その後、CISPR16-2は2003年7月に第2版が発行された。さらに2003年11月に、CISPR16シリーズの分冊化に伴い、CISPR16-2も5分冊(CISPR 16-2-1からCISPR16-2-5)となった。

2. 前回答申との主な変更点は以下のとおりである。

- (1) 第1章:前回答申の「適用範囲」は「9 kHzから18GHzまでの周波数帯域でのEMCに関する現象の測定法」について規定していたものであったが、本答申の「適用範囲」は「30MHzから1000MHzの周波数範囲における妨害波電力の測定方法に関する基本的な技術条件」に限定した。
- (2) 第3章:本答申の「用語と定義」に、妨害波電力測定に使用される吸収クランプ測定法などの定義が新規に追加された。
- (3) 第5章:「吸収クランプの接続」において、擬似回路網、電圧・電流プローブおよびアンテナのような関連装置類は本答申の妨害波電力測定には不要なので、それらに関する事項を削除した。また、表題を「吸収クランプの接続」に変更した。
- (4) 第6章:「測定における一般的な必要事項および条件」において、電圧プローブあるいはアンテナなどの妨害波電力測定に関係のない事項を削除した。
- (5) 第7章:「吸収クランプを用いる妨害波電力測定法」が詳細に規定された。具体的には、試験場に対する要求事項、周囲雑音に関する要求事項、試験装置類の配置、測定手順、妨害波電力の決定、不確かさ評価の要求等が規定された。
- (6) 第8章:「妨害波の自動測定」は、前回答申では(検討中)であったが、本答申では具体的規定が追加された。
- (7) 付則:前回答申の下記の付則のうち、付則A、C及びDが削除され、付則Bが付則Aとなった。
 - 付則A(情報) 電気機器と擬似電源回路網の接続に関する手引き
 - 付則B(情報) スペクトラムアナライザおよび掃引受信機の使用
 - 付則C(情報) 伝導妨害波測定に複数の検波器を使用したときの判定手順
 - 付則D(情報) 家庭用電器製品および類似製品から発生するVHF帯の妨害波電力を測定する方法の歴史的背景また、本答申では、新たに以下の付則が追加された。
 - 付則B(情報) 平均値検波器を使用する場合の掃引速度と測定時間